

審査会議規則

(目 的)

第1条 この規則は、定款第52条第2項に基づき民間公益活動促進業務規程第11条第1項に規定する審査会議の構成及び運営に関し必要な事項について規定し、その円滑かつ適切な運営に資することを目的とする。

(任 務)

第2条 審査会議は、資金分配団体及び活動支援団体の選定に向けて必要な審査を行う。

2 資金分配団体及び活動支援団体の選定は、理事会が決定するものであり、審査会議は理事会決定に必要な事項について整理するものである。

(構 成)

第3条 審査会議は、民間公益活動につき知見を持つ専門家又は有識者の中からこの法人の理事会で選任され、理事長の委嘱を受けた委員で構成する。

2 審査会議は、民間公益活動促進業務規程第7条第1項第1号及び第4号に掲げる団体に対する助成等並びに第2号及び第3号に掲げる団体に対する助成等並びに第5号に掲げる団体に対する助成等ごとにそれぞれ設けるものとする。

3 審査会議の委員（以下「審査委員」という。）は、前項の審査会議ごとにそれぞれ10名以内とする。

4 審査委員については、資金分配団体又は活動支援団体若しくは民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第19条第2項第3号イに規定される民間公益活動を行う団体（以下「実行団体」という。）又は支援対象団体（活動支援団体の支援先である団体又は個人をいう。以下同じ。）又はこれらの団体になり得る団体等の役員又はこれに準ずる者は選任しない。

5 審査委員の委嘱の際には、その就任後、資金分配団体又は活動支援団体若しくは実行団体又は支援対象団体又はこれらの団体になり得る団体等の役員又はこれに準ずるものに就任する場合には、事前に理事長に書面で申告するものとし、その場合辞職等利益相反防止のため必要な措置を求めることがある旨委嘱の条件を明示するものとする。

(任期及び報酬等)

第4条 審査委員の任期は、原則として前条第1項の委嘱又は指定を受けたときから1年間とする。ただし、再任を妨げない。

2 審査委員に対して支払う報酬等の額は、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程第3条第5項の規定を準用する。

3 審査委員の氏名は、原則として公開する。

(開催及び招集)

第5条 審査会議は、理事長（理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは各理事）が招集する。

(議 事)

第6条 審査会議の委員長は、第3条第2項の審査会議ごとに理事長が委嘱する。

2 審査会議の審査に必要な場合には、申請者から説明を求めることができる。

3 前項の説明の聴取は、当機構の職員が行い、その結果を審査委員会に報告する。

(理事会への報告)

第7条 委員長は、審査会議で整理した事項について、理事会に報告する。

(庶 務)

第8条 審査会議の庶務は、助成事業部、出資事業部が行う。

(改 廃)

第9条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規則は、平成31年2月26日から施行する。(平成31年2月26日理事会決議)

附 則

1 第3条第2項及び第3項の規定にかかわらず新型コロナウイルス対応緊急支援助成の審査会議の委員は、10名以内とする。

2 本取扱いは、令和2年6月10日から施行する。(令和2年6月10日理事会決議)

附 則

本取扱いは、令和6年3月19日から施行する。(令和6年3月19日理事会決議)

審査会議規則 細則

1. 審査会議規則 第4条第2項に定める、審査委員に対して支払う報酬の額について、以下の通り定める。

- (1) 審査会議への出席1回あたり 日額3万円を支給する
- (2) 審査に関わる会議（理事会等）への出席1回あたり 日額3万円を支給する
- (3) 資金分配団体の選考審査、1事業あたり 5,000円を支給する。
- (4) 活動支援団体の選考審査、1事業あたり 5,000円を支給する。